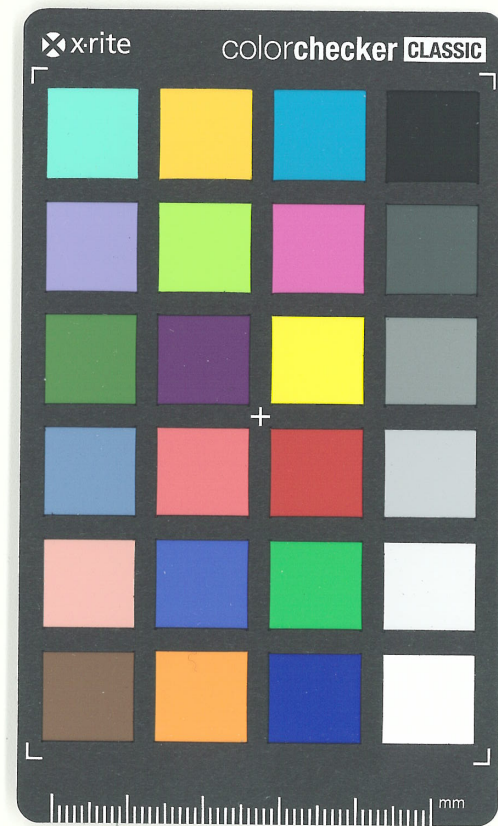


昭和五十一年
第三回臨時会
（十月二十一日開会
十月二十一日閉会）

日野市議会議録

（第三十八号）

日野市議会



昭和五十一年
第三回臨時会

日野市議会会議録目次

○十月二十一日（第一日）

午後五時四十八分開会

午後十一時四分閉会

出席議員		1
欠席議員		1
出席説明員		2
議事日程		3
開 会		5
会議録署名議員		5
会期の決定		5
多摩平第五公園内工事現場事故の経過報告		5
総務委員長、公害対策特別委員長の変更報告		23
（議案上程）		
議案第九一号	一番橋人道橋新設工事請負契約の締結について	23
議案第九二号	日野市立日野第十五小学校（仮称）プール新設工事請負契約の締結について	25
議案第九三号	日野市立日野第十八小学校（仮称）プール新設工事請負契約の締結について	25
議案第九四号	日野市立日野第五中学校（仮称）プール新設工事請負契約の締結について	25
閉 会		38

十月二十一日

木曜日

(第一日)

昭和五十一年
第三回臨時会

日野市議会議録

第三十八号

十月二十一日木曜日(第一日)

出席議員(二十八名)

一 番	滝 瀨	政 吉	十五 番	市 川	芳 太 郎
二 番	滝 瀨	敏 朗	十六 番	秦 山	正 一
三 番	奥 住	芳 雄	十八 番	杉 山	寅 三
四 番	正 国	大 治	十九 番	高 橋	通 夫
五 番	鈴 木	美 奈 子	二十 番	佐 木	昭 雄
六 番	橘 祐	子	二十一 番	大 柄	保 雄
七 番	板 垣	正 男	二十二 番	大 下	博 保
八 番	黒 川	重 憲	二十三 番	本 間	久 博
九 番	林	重 義	二十四 番	一 ノ 瀬	隆 久
十 番	谷	栄 吉	二十五 番	日 野	源 作
十一 番	剣 持	佐 吉	二十六 番	吉 富	繁 枝
十二 番	石 坂	勝 雄	二十八 番	飯 山	茂 枝
十三 番	竹 ノ 上	武 俊	二十九 番	島 村	孝 志
十四 番	米 沢	照 男	三十 番	名 古 屋	史 郎
欠 席 議 員 (二 名)	清 水 芳 雄 君		二 十 七 番	三 浦 重 春 君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長 森田喜美男
助役 前川恒雄
収入役 杉本好次郎
企画財政部長 加藤一男
総務部長 松村清栄
市民部長 森久保三次

建設部長 田倉高光
都市整備部長 成井正夫
福祉部長 赤松行雄
水道部長 中島武男
教育長 倉又秀作
管財課長 藤本享一

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長 中村亮助
書記 朝倉敏夫
書記 鈴木晴彦
書記 荒井一雄

書記 榎村正男
書記 川上輝子
書記 安原清美
書記 小松恵美子

議 事 日 程

昭和五十一年十月二十一日(木)
午後 一時 開会

一 会議録署名議員の指名

二 会 期 の 決 定

- 三 議案第九一号 一番橋人道橋新設工事請負契約の締結について
- 四 議案第九二号 日野市立日野第十五小学校(仮称)プール新設工事請負契約の締結について
- 五 議案第九三号 日野市立日野第十八小学校(仮称)プール新設工事請負契約の締結について
- 六 議案第九四号 日野市立日野第五中学校(仮称)プール新設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第一から第六まで

午後五時四十八分 開会

○議長（名古屋史郎君） これより昭和五十一年第三回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、十六番秦正一君、十八番杉山寅三郎君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（一ノ瀬 隆君） きょう午前中に開催いたしました議会運営委員会で、きょう招集されましたこの臨時会の会期は、本日一日と決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり、議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたします。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

おはかりいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時五十分 休憩

午後八時三十八分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「議長」と呼ぶ者あり） 市長。

○市長（森田喜美男君） 本日より臨時議会をお願いいたしました。この際、最近、市のかかわります工事の現場で痛ましい子供さんの死亡事故が発生いたしましたので、そのことにつきまして事実の経過報告を申し上げます。

この事故は、去る十月十七日、日曜日でございますが、午後三時三十分ごろ、多摩平第五公園内の工事現場で、工事のため撤去しておいた鉄棒の下敷きになり、六歳の幼児が死亡された

というものであります。死亡された幼児は、公園多摩平住宅二二七ノ四、河村雅樹さんの長女、緑ちゃん、市立第一幼稚園児であります。事故の状況ですが、当日は日曜日でしたが、工事作業を行なっており、同じ時刻のころ、作業員、これは清水組の木村という作業員が作業道具を取りに駐車中の車の後方右側に回ったところ、五、六人の子供が鉄棒を持ち上げており、その下に女の子が倒れていたのを見た。状態に驚いて周囲の作業員を呼び、救急車の電話依頼をした。その間、近くの望月医院にその子供を運んだが、留守で応答がなく、数分後に到着した救急車で日野市立病院に収容されました。これは清水組の事故状況報告によるものであります。三時四十分には市立病院に到着をし、当直医の手当を受けたが、四時三十五分に死亡が確認されました。この部分は市立病院の記録であります。

同日六時過ぎ、緊急指令を発して、市長以下関係部課長が登庁し、情報確認を行ない、当日は都市整備部長と建設部長が河村宅を弔問いたしました。翌十八日の通夜と、それから十九日午後の告別式には、助役及び部長が参列をし、焼香をいたしました。「市長は行かないのか。」と呼ぶ者あり。なお、この事故につきまして十八日と十九日、午前十時から警察による現場検証が行なわれております。関係者も立ち会いましたが、今後取り調べが行なわれることになっております。状況経過は以上のとおりでありまして、市民の方、並びに議員各位に大変

御心配をおかけいたしておりますこと、それから御本人のこの痛ましい事故に対して心から冥福を祈りますとともに、遺族に対しても哀悼の意をささげなければならぬわけでありま

す。この事故につきましては、まことに心が悼む思いであります。市政の総括責任者といまして精神的な責任をいたく感じておる次第でございます。一応報告いたしまして、今後の経過につきましては、議会のつど御報告をいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの報告に対して質疑があれば承ります。 奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君） ただいま市長からこの事故につきまして説明がございましたが、この事故は非常に重大な事故であると私たちは思うのでございます。この工事につきましては、担当の下水道の課でもって三年間の計画によりまして、あの浸水の対策として管を埋設しまして黒川のほうへ抜くべく計画をしたというようなお話も承っております。その中において森田市長は、この計画を無視いたしまして、それでもって公園に水をためるといような工事を強行したように思えるわけでございます。こういう状態の中で、こういう事故が起こったのでございます。地元の自治会等の話し合いも不十分のまま工事を強行したように思われるのでございます。これは、ひとえにやたら人気取りで工事を急いでいるからこういうことが起こったのではないかと私は思うのでございます。もつと安全対策に留意

してやるべきだったと思うのですが、それにつきましてはただいまの説明の中で、この工事の所轄はこの課でやったのか、またどういふようなシステムで行われたのか、こういうことをお伺いしたいのであります。よろしくお願ひします。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

御質問の中に人気取りで事業を

急いだというふうにお話がありましたが、全くこれは、私は当らないと思っております。御承知のとおり、多摩平のこの地点の浸水につきましては、過去長い間懸案になっておりますし、

しかも四十六年のころにも一応の排水管工事等も行なわれたんですが、的確な成果をおさめていなかったわけなんです。これまで御説明しておりますとおり、いわゆる雨水の流出係数が非常に高まっておりますのでなかなか対策も抜本的なことを行なわな

い限りは側溝の効果を上げることはむずかしい。しかし、調査をいろいろやりました結果、いずれは流末方向の工事から始めなければなりません。当面ある範囲では建設省がすでに進めようとしておりますとおり、この公共用地等に緊急集水池をつくって、そうして対応することがひとつの方策だというふうにもいわれておりますし、また、私どもでもそういうことの効果を考えまして、そして設計をし、約千トン余の水を別に蓄えることによつて、状態がかなり改良されるというふうな判断で取り組みました。そしてたしか、八月時点で臨時議会の際に補正

予算で議会に提案をし、審議をいただいて可決していただい

ております。そのことの工事に着手したもので、事故そのものは大変痛ましく、しかも予期しない偶発的な事柄でございますが、工事そのものは、請負業者の責任の範囲においても、あるいは市の監督の範囲においても相当部分の対策は行なわれておった。こういうふうに感じております。したがって責めは精神的なその責めは痛く感じておりますが、事実経過はただいま申し上げたとおりでございますのでよろしく御了承をお願いしたいと思

います。

○議長（名古屋史郎君）

奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）

いま私の質問に対して市長はまだ的確な答えをしてないと思うのでございます。この工事の所轄はどこでやったのか、どここの課でやったのかと私はお尋ねしておるわけでございます。

それから、いま一つお尋ねいたします。たしかに八月の臨時議会で、この工事については、市長も安全対策は怠らずにやるということ議員さんの質問に対して強く申し述べていたわけでございます。しかし、事故が起つた以上安全対策を怠っていたと思います。この工事についての安全対策はどのようなになっていたのか、その点も合わせてお聞かせ願ひします。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

市の執行上の取り組みは、下水

道に起因いたします対策工事でありますので、統轄の責任は都市整備部長が担当することを明確にいたしております。そして、その指揮の下に、それから建設部の協力を得て、建設部では管理課がその設計、あるいは合議に参加いたしております。それから、都市計画課の職員が設計、監督に現場的な監督に当たっております。ですから、そういう取り組み、組織機構上の責任の系統は明確になっております。それから、安全対策につきましても、本来工事に伴いましては請負った業者がひとつの責任の範囲を持ちまして、そして、それに当たるわけでございしますが、それにつきましても、御承知のとおり工事現場、作業をしております工事現場そのものにつきましては、金属性のついた等で囲みまして、それから、ビール用の看板等もつくりまして、そして、対策をいたしております。それから、市としても説明会を行い、あるいは説明のビラを配布しました。かなりの措置をしたわけですが思わぬところに、思いがけない事故の偶発があったということであります。

○議長（名古屋史郎君） 奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君） この安全対策に怠りがなかったようなお答えでございしますが、聞くところによりますと、この公園を使わしておきながら工事を進めて行くようなお話であったようでございます。本来なら当然公園でありますからそこを掘るんですから回りを囲うとか何んとかして子供の入れないよう

政、話し合いの市政と看板にしていながら血も涙もないと私は思うわけでございます（「そのとおり。」と呼ぶ者あり）人間であつたならば当然最高責任者の市長が葬儀や御通夜に出て御見舞を申し上げるべきではなかったのかと思うのでございます。どうしてこれに市長が出なかつたのかひとつお尋ねします。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市のかかります工事場におきまして起こった事故でありますから、さきほど表明をしておりますとおりの心と痛みと、それから精神的な責任は十分心の中に深く感じておりますことを申し上げておるわけでございます。それから市として統一の幹部間の合議とそれから、その事後の対策につきまして取るべきことは河村さんの家に対しましての弔意の表明はしておるつもりでございます。

○議長（名古屋史郎君） 奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君） 市長は助役また職員を使わして、弔意の意を表しているとお申しておりますが、私の申しているのは違ふのでございます。やはり最高責任者である点この点こいう痛ましい事故ですから、市長みずから顔を出して御見舞を申し上げるのが当然だと申し上げておるのでございます。何も市役所に出て来る道すがらでも寄れないことはないと思うんです。なぜこういうことを怠っているのか、また逃げているのか、ということをお尋ねするわけでございます。もう一回お願

に当然そういう安全対策を市で指導して行ふべきであつたはずでございます。こういう対策を市としても指導せずに、こういう事故を起こしてしまったということは、これはやはり市の最高責任者の市長に重大な責任があるんじゃないかと私思うわけでございます。いづれにしても、亡くなりました河村緑さんにはお気の毒でございますが、このようなことのないように、ひとつ心掛けていただきたい。かように思うわけでございます。

それにいま一つ、地元の自治会への説明会が大分食い違つていたように承っております。肝心な工事を行なう公園の所の自治会に説明会をせずに、浸水をする所の自治会に説明会をしてみたり、また、後で言われて泉塚の自治会に説明会をしてみたりしたんですが、しよせん肝心な亡くなられたこの団地の自治会のほうの説明会も怠つていた、とこういうようなことでございます。こういうやり方自体が本場に市民本位のやり方じゃなくて、やはり工事を優先して早く浸水対策をなくすという気持は分かるんですが、安全対策を怠つた一つの理由として急ぎすぎたということが言えるわけでございます。以上後の質問者も大勢おりますが、私としては最後にひとつ市長にお尋ねしたいんですが、この重大な問題を起こしたのは、取りも直さず市長の要するに職員を把握する能力と力がないと確信するものでございます。またこの事故を起こして御通夜にも御葬式にも最高責任者である市長が顔を出さないということは、市民本位の市

いします。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市としての取るべき立場、態度がおのずからあると思っておりますので、それには十分たたる行動を行つておる。このように考えております。

○議長（名古屋史郎君） 奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君） どうも答弁が違ふようでございまして、私は市長という立場で、やはりこの問題がまた事故の原因は何であるかということ、これは司直の手でいま解明しているわけでございまして、何も市長さんが御見舞に行つたから、葬式に顔を出したからといってこれは市の責任であるということとは言えないわけでございます。当然道義的にも、これは工事を発注しております市長が顔を出してお悔やみを申し上げるのがあたりまえであると私は申し上げておるのでございます。この点をばつきりと答弁願います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 適当な時にお参りをし、お悔みを申し上げるつもりでございます。

○議長（名古屋史郎君） 奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君） 市長は大変市民本位のことをやられて、命と暮らしを守っているようでございますが、これだけさきほども私たち新政会また日政クラブの議員の中にも議長さんを通じて、

これらの地元の説明会にも当然出席して下さい、それで誠意を尽くしなさいと、それで議会のほうは二時間でも三時間でも待つてあげますと、そこまで私たちは申し上げておるのでございます。それにもかかわらず市長は行かないということでございます。たしかに議会が大事でありますが議会の皆さんが待つていうのに行かない、非常に冷たい心だと私は思うのでございます。（「そのとおり。」と呼ぶ者あり）こういうことでは今後とも日野市の市民の命と暮らしを守ることもできないんじゃないかと、またこういう状態では日野市政を任せておけないと思うのでございます。この点につきまして市長はこの問題におきまして、市長をやめる気があるのかないのかお伺いします。

（「そうだ。」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 責任をのがれるということでは

ございませんけれども、そのような考えは持つておりません。

○議長（名古屋史郎君） いいですか。次に剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 今度の事件は大変気の毒なこと

で、市長も心からおわびをしている態度が見られますが、しかし、奥住議員の質問に対して同感であります、この事件は偶発的に起きたことだけとは言いきれないと思いますが、しかしそれは別にしましても市としては最高の弔意を払うべきだと思うのに、これが常識だと思うのに、市としてはこの程度でできるだけのことをやったと市長は答弁することは物足りなく思う

たとおりであります。

それから業者の選定につきましては、総務部長のほうからお答えをいたします。

遊水池方式は抜本対策ではないということは、私自身もこれまで申し上げておるとおりでありまして、抜本的には、浅川に暗渠をもつて放流をする、そういう別の工事を行わなければ、いまの管渠ではつまり飲み切れない。つまり、それによって起きる浸水の状況であります。それでこれは相当経費もかかりますし、工事期間を要しますので、とにかく今年ないし来年に対処するには、雨の雨期に対処するには、やっぱり取り得る方法、時間差をつくつてそして水を流す、ということになるというふうに思つております。そこで公園とかの用地を活用して、一時水をためて調整をする。これは、いわゆる専門家もその効果を提唱しているところでありますから、私は、それを行うことが当面決して不適当なことではない、こういうふうに考えたわけであります。

それから事故の発生に伴つて、工事を中止せよという運動が起きるかもしれないというふうなことでありますが、これは浸水事故を防ぐために、応急に行おうとするものでありますから、別段この災害要因あるいは事故の要因を持ち込もうというわけではないと思つております。したがつてこれは不測にもこういう人身事故を起こしたわけでありますから、いろいろな追及を

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 弔意の面につきましては、さき

ほど申し上げたとおりであります、なお、私も機を見て弔意を申し上げる気持ちでありますということは、先ほどお話しし

受けることはあると思うっておりますけれども、それにつきま
しては、説明を行えば理解をされるものである、こういうふう
に考えております。

それから刑事的責任でありますとか、民事的責任であります
とかいうようなことは、今日、警察の現場検証等行つて調査し
ているところでありますから、おのずから解明されるところが
あると思うしておりますし、その結果によつて今後の処理を行
つていく、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策、見回りの点の御答弁
がないようですが、市長以外の答弁がありますか。安全の指示
の方法、見回りその他についての答えがないようですが……
市長。

○市長（森田喜美男君） 担当系統から聞いておりますこ
とでは、当日は日曜であつたために、監督はいなかつた、市の
監督職員はいなかつたということであります。しかし、どこの
工事でも必ずしも常時市の職員がついているということではあ
りませんのでまことにそういうところに盲点があつた、こうい
うふうな感じはいたします。

それから当然のことですから安全対策は、これは業者に対し
て工事現場、それから工事にかかります前後の関係には、当然
そういう戒めを行なつておりますし、工事者自身も周辺に対し
てもかなり整つたあいさつ等もしておる、というふうに聞いて

おります。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） この工事の予定金額は千百六
十万円でございますので、これはDクラスでございます。そう
いうことで六社によつて競争入札が行なわれました。生沼組、
篠崎土建、東京建設興業、日野錦道、松元建設、清水組の六社
によつて競争入札を行い、一千百万で清水組が落札をいたした
のでございます。

○議長（名古屋史郎君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 工事の反対運動に対しては、遂
行するというそれはそれでわかりました。それで根本対策につ
いては浅川に流すよりほかにないということ、それでそれは予
算とそれから年月を要するので、暫定的に一時的にあの事業を
やるというのは、もうすでに予算説明のときに伺つております
ので、私はそれを聞いているのではありませんので、暫定措置
の後、根本対策について、これではつきり言うことやめられては
困るということですね。それで根本対策についてはどう取り組
もうとしているのか、いまの心境を伺いたい。それで再確認を
したいということです。

それから現場の見回りを日曜だからしなかつたと言いますけ
れども、私は日曜とかに、あるいはお巡りさんが毎日歩いてる
ように、そういうことを言つてゐるのではなく、こういうふう

どういう指示をしたのか、その指示に基づいて安全対策が行わ
れているかどうかということを確認し、そのためには前の日も
できるわけだし、それから指示したとおりにやつていなければ
注意もすべきだし、それから結果論で大変恐縮ですが、子供が
自由に入れる状況になつていたわけですね、それに対してどう
いう処置を取つたか。これは安全対策が結果論で申しわけあり
ませんけれども、もしそれが何か聞くところによると、この、

ぶらんこですか、すべり台かを何かに縛りつけておいたのを外
したと聞いておりますけれども、これを外したことは常識では
信じられないわけです。もしそれを外したということになりま
すと、それは警察の方に調べてもらわなきゃならないし、それ
らは工事責任者というんですか、工事の全責任を負うべき市当
局においてその辺も解明しなければいけないと思ひますし、そ
れから子供が入れる状態になつてゐることを現場監督によく見
回れよということは、それは指示したと思ひます。具体的にど
ういうことをやつたのか、それ不思議でたまらないわけですか
ら、その辺のことを伺いたいわけです。その日に伺わなかつた
からといって、私は責任を追及しようとは毛頭思つておりませ
ん。どういうふうに指示したか、その指示どおりやつてたか、
それでさらにやつた後を見たらまだ危険があつたのか、なかつ
たのか、それらの確認をしたかどうかということです。それは
市長がでなかつたら、担当の部長にそれを説明していただき

たい。それから刑事責任はもちろん検察当局の事実解明によつ
て結論が出ることですけれども、しかし民事責任に対してはど
れほどのことをどうしようか、というこれはさつきこういう言
葉で私あらわしておりましたが、遺族に対して、社会に対して
どういう責任を負おうとしているのか、ということを具体的に
伺いたいわけです。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。

○市長（森田喜美男君） いま警察も現場検証等を行つて、
因果関係の調査をされておるように思ひますし、それから私ど
もといひましたも、いま御質問のことについては、組織の上
からも行つていかなければならないと考えております。いま、
かくかくであるというその経過の報告を申し上げかねますけれ
ども、御指摘のことにつきましては、十分検討し、われわれの
責任の所在を明確にしていく考えであります。

○議長（名古屋史郎君） 再質問の中に根本対策のあれが
ありましたが、お答えありませんか。さらに安全対策の指示の
問題。 市長。

○市長（森田喜美男君） 排水系統の根本対策につきまし
ては今後も調査を十分重ねていく考えでございます。（「安全
対策に対する後の、どういう状態に指示したかということにつ
いて答弁してください。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。工事人に対して

の安全対策の指示、その後のチェック、それについての答弁を願います。答弁ありませんか。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　もう一点。それがお答えが明確にできないということは、大変に問題があると思うんです。それで私は特別伺いたんですが、地元であるだけに私は痛切にこの問題を考えざるを得ない。ほかの議員諸君も同じでありますけれども、特に近いという関係もありますし、事情を知っておりますので、特にそのことを伺いしたいのでありますが、市長が最高の弔意を払うべきであると、社会通念から見ただれをもそれを期待しているのに、一遍も行かないといっているわけですね。

それから刑事責任、民事責任は、警察が事実解明の曉にやると言っているわけですね。ということは、これに対して奥住議員の言うように、しんから自分で敬虔の念をささげたというようには、社会通念として取れないわけですね。それだとわれわれ議員も、それを行政を干渉する意味ではなくて責任上言わざるを得ないわけですよ。したがってその結果として、遺族に対してはどうしますか、社会に対してはどうしますか、ということを具体的にここで説明をしていただければ、市長の責任も市当局の責任も解消されると思われるので、工事人にはどういう指示をしたのか。それが見回りに来て見たらどうなっていた、ということまで見たのか。それで何か危ないものを木に縛りつ

けてたのを外したという話も聞きましたけれども、それが事実であるならば、その外した者も解明しなければならぬわけですね。自分でできなかったら警察に、それが原因ですから、死亡の原因ですからね、だからそういうものをどういうふうに解明し、どういうふうに責任をとろうとするのか、ということを開いてるわけですね。だから市長がおざなりにやっていると決して思っておりませんし、それから敬虔の念がないとかというようなことも思っておりません。だけれども、具体的に私はこれとこれをこうやったけれどもこうなっちゃったんだ、まことに申しわけがないという社会通念から見ても、だれしも納得する具体的な説明がないと納得できないということです。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　御本人並びに遺族に対しまして深甚なる哀悼の意を持っておりますが、その表現方式が伴わないものがあるとすれば、私も反省をいたしたい。ただ形だけつくるのが必ずしもいいものではないと私は思っているものですから、私なりに考えさせていただいた、ということでございます。

それから社会的責任ということにつきましては、今後、一層責任を痛感いたしましたして、職員にも大いに責任感を持たず、そして事に当たって再び事故を起すことのないようにするのがわれわれの務めである、こういうふうに感じております。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えします。鉄棒で

ございますが、鉄棒は引き抜きまして若干西側に移動させて、水平に置いて横に倒しておいたわけでございますが、この時点が工事を始めました九月の二十日でございます。同時にそのときは、ほかの遊具ですか、そういうものも一緒に撤去をしておいたわけでございますが、二、三日後それだけではやはり危険がある、こういうようなことで、そばにありました木のところに番線で結んだと、こういうふうな市民の方から警告がありました。それから、それから、その倒した鉄棒が立っていた、というふうな何かそういうふうなあれもあるわけでございますが、それらにつきましましては、鉄棒の前の所に毎日工事用の車をそこまに入れて、そういうようなことがあればもちろん危険なわけで、それについてはすぐ倒す、こういうような措置を取るわけでございますが、清水組の方の言いますには、そういうことはなくて、毎日一たんそこへ車を置きますときには、それが倒れて立っているようなことはなかった、こういうふうに申しております。そういう点は十分に清水組の現場の監督ですか、そういう者も注意をいたしておりましたし、また市の方の監督の立場にある者ももちろんおおむね日に一回は行って、安全については気を配っている、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長、御質問は、金作

の安全対策について指示したことが守られているかどうかをチェックしたかどうかということが御質問の趣旨だと思っております。補足がありましたらさらに答弁してください。（「なかったんだよな。」と呼ぶ者あり）剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　市長、総務部長、都市整備部長

の一連の答弁を総合判断しますと、工事人に安全対策として指示した様子が見受けられません。それから現場見回りについても、その一つのことについてはあるいは都市整備部長の言われるとおり私はそれを信じたいと思う。しかしながら全体的に車の出入りするところに子供が出入りする状況になっておるところを、それは市の責任において工事人に指示するとか、そういうことをやったとは思われません。そうなってくるとこの責任は、刑事責任は別かもしれませんが、いままでも私たちが印象を受けていたそれとは違うさらに大きな責任が、過失責任があると思います。そういうことは、私は奥住議員みたいにそれで市長の資格があるかというように追及するんじゃないやありませんけれども、私は十分でなかったことを、いわゆる過失責任が重大であるということを市長以下全員が自認していることと解釈せざるを得ません。それでいいですか。それならそれでいいです。それでよろしければわかりました。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　解明される中で負うべき責任は

やはり負わなければならない。責任は心から感じておりますと
いうことを申し上げておるわけであります。

○議長（名古屋史郎君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） わかりました。それでは工事現場を見て回ったということはあるでしょうが、安全対策について意を注いで十分な注意を払ったとは認められません。それでいいならばこれで質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君） 次に滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） いま二人の方から質問がございましたのであるいはグブる部分もあるかと思えますけれども、その点はお許し願いたいというふうに思います。十七日の多摩平の第五公園において児童が死亡したことがテレビや新聞に報道され、私も実は啞然とした一人であります。この公園についてはすでに住宅公団が区画整理事業の中で設置をし、二十年近い間子供たちあるいは市民の憩いの場として使われてきたものであります。またこの第五公園は単なる子供の広場ではなく、都市計画法により設置され、市の公園条例にも規定されている公園で、この公園をほかに利用することは法的にも疑問があるんじゃないかならうかと思えます。これを浸水対策の一時しのぎに共用するという点について、これは市長自身の発案で本工事が行なわれたと聞いております。これについて本当かどうかまずお尋ねしたいと思います。

なんです、市長自身の発案でこの工事を進めていったというようなことを私は聞いているんです。はつきり答えてください。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 何回も庁内で担当それから関係技術者、集まって合議した結果によるものであります。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） こういうふうに私が聞いておるもので質問したわけです。私が承知しているこの地域の浸水状況は、ほかの議員からも質問しまして、非常にいろいろな角度から質問がなされたわけでありますが、時間当たり二十ミリから三十ミリも雨が降ればたちまち湖のようになるわけであります。ひどい時には量の壊れたもの、あるいはごみの容器、あるいはくつやサンダル等の汚物が流れておるといふふうに聞いております。第五公園を利用しての遊水量、これは約千三百トンぐらいと聞いております。少しの間でもあまりその効果は期待できないのではないかと考えております。やはりこの浸水対策については数年間をかけて根本的に下水道を流通すべきことで、目先のことに市民の血税を使うことは市長として真剣に考えることが常套であると思えます。仄聞するところによりますと、市の職員の間でも多数の職員が私と同じような意見で、市長の発案であるこの公園共用については非常に多くの職員より批判があつたと聞いておりますが、市長はあえてこの工事を進めない

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 雨水排水につきましては大変心を痛めておりまして、多摩平の現実にはまさに流末の管が小さい

ということから起こるわけです。その時間差をつくれれば、わずかに時間差をつくれれば排水が可能だということがどうしても感じられます。それから建設省等がすでに発表しております建設省管理の河川でも、今日の都市形成の中で集中豪雨の際にいま堤防がとうてい持ち切れない、そこで一時、遊水池をつくるというようなことはきわめて妥当な方法だと、したがってそれは公園とか学校のグラウンド等を使うということを言明しております。したがって公園そのものをなくするわけじゃありませんし、公園側には山もありましょうし、平地じゃなきゃならんこともないと思います。若干の高地をつくって、そしてそこにほんのいつと時の水をためるということは、これはわれわれの苦しい中の一つの方法だということに考えついた経過があります。いろいろな角度から検討いたしました、当面比較的時間に使える方法の一つであるということが計画をした動機でありますし、私はもちろん責任者としてその責めを逃れる気持はありません。しかしそういう判断について大きく誤っていたというふうにも考えております。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） どうも私の質問に答えてないよう

痛ましい事故が起きたことについて重大な責任があるわけであり、人命は何をおいても大切なものです。市長はこの今回の事故について先ほど剣持議員あるいは奥住議員の質問の中で重大な責任があるということ、責任をとるんだというふうなお話でございしますので、その点につきましては理解をするものでありますし、私も市長に重大な責任があるというふうに確信をしております。こういうことを強く指摘を申し上げます。

そこでこの第五公園の共用の遊水池が約千三百トンと聞いていますが、この地区に流れ込む雨量がどのくらいになるのかお聞かせ願いたいというふうに思います。またわれわれ素人が考えても、西は国道二十号線、小西六より日野自動車正門まで、南西のほうは一王子の境界、あるいは旭が丘より、関係ある水量が計算されて初めて浸水対策工事を実施すべきで、思いつきや目先にとらわれた工事に血税を使うということは許されないというふうに考えております。市長はその点どこまで細かく検討されたのか。先ほど質問の中でも検討してそして工事にかかったというふうな説明があつたと思いますが、細かい説明がなされておられません。そこでどこまで細かく解明して検討されたのか、そのことについてお願いをいたしたいと思います。御答弁を願います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 遊水池工事はこれはつまり浸水

の軽減、少なくとも床上に上がるようなことのないようにという一応の計算のもとに着手した仕事であります。それからその工事の関係で、今回起きた事故と重なるわけではありますが発想が悪かったからその事故を起こしたというふうに言われると大変われわれは苦しいわけでありまして、市民のために行なおうとした工事のその場で別の不幸な事故が起きたというふうな関係ありまして、何か一つの原因をつくったからそれで関係があるというふうにおっしゃられてはちょっとわれわれとしては立場がないわけでありまして、責任ということにつきましては感じますが、そういうふうな直接的に結びつけてお考えになっていただかないほうが、もっと広く考えていただくほうが妥当ではなからうかと思えます。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） どうも市長の答弁を聞いておりますと理解に苦しむわけがあります。市長は根本的な下水道計画もしないわけでありまして。このまま第五公園に遊水池を完成した場合に、一メートル五十センチも低い公園でまた事故が発生しないか、また事故が起きた場合にどういうふうな対処をしていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

またこの子供たちが一メートル五十センチもあるようなところに落ちるようなこともあり得ると思います。そこで一日市の職員を配置しておくのかということもお聞かせを願いたいとい

うふうに思います。

また一メートル五十センチも低い公園に鉄棒やすべり台、あるいはブランコ、子供の遊具を設置すると思いますが、これも一雨降れば泥やヘドロや大腸菌の多い、このごみや何かの集積所になってしまおうというおそれがあるわけでありまして。この点についてのお答を願いたいというふうに思います。

またこのそばには水道の水源があるわけでありまして。この水道の水源の汚染の心配はないか、この水源に汚水が流れ込むようなことがありまして非常に問題があるというふうに思います。その点、綿密に調査をしたと思いますが、この点もお聞かせを願いたいというふうに思います。以上四点。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 流末の排水工事、あるいは分流式の下水道事業、そういうものが終われば当然多摩平に集水溝はなくなると思いますから、そういう調整等は必要なくなるわけでありまして。それからしたがってそれらができる限りはやはり何らかの対策をしなければならぬというのが発想の動機であります。それからウェイチングという金属の格子の目をくぐった水が、漂流水がどんどん上から流れてくるわけじゃありません。水位の高くなったものが管を経て遊水池とか調整池とかいう意味の集水地点に集まるといふ設計ですから、設計をよく見ていただければおのずから理解がおできになる、

こう思っております。それから水がたまりますのは多摩平浸水

地点そのものが非常に集中して雨が降ります。いつときでありますから、その一部をわきに移動して、そして水位を下げよう

ということですから何か大きな池を、年がら年じゅう水のたまっている池をつくるなんていうことではありません。計算いたしまして、いっぱい水がたまっても二時間半で排水ができる。またそういう際にはいつも市の職員が今日でも集中時にはいつておりますから、装置の管理もできるわけでありまして。

したがってその時に起きる事故ということについては最大限の配慮を、それから策等を行ないまして、事故に対する予防策は設計の中で今後の公園の設計の中で十分出し得る、こういうふうに考えております。集水地点だつて水がたまっておるわけでありまして、水は確かに表をどんどん流れておりますが、そのことが地下に深く浸透して地下水まで汚染するというふうには、そういうことはないというふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 大分長くなりましたので、これで終わりたいと思いますが、いままでの質問に対して市長の答弁や考え方は、一方では革新的なような言い方、また一方では官僚的なような考え方で、私には市長の本心というものが分からないわけでありまして。私は市長の答弁で納得をしないし、市民も市長の態度といえますか姿勢が分からないというふうに思い

ます。だからこの際私の質問と市長の答弁こういうものを次の広報に必ず記載していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の真意が正しく伝わらないとすれば私の至らない点だと反省をして十分よく理解していただくように努力をしたいと思えます。

それから市民に対する発表という部分は、おのずから伝わる方法があるだろうと私は思っておりますので、何かそのために特別なものを作るといふことは考えておりません。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 広報に記載をしてもらいたいというふうなことを申し上げて、それができないというふうな答弁であるわけですね。そういうことでいいですか。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） その点は議会報に載るのではないかと思います、議事録には載りますことだと思います。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 議会報で市民に知らせるというふうなことでございますので議長にお願いしたいと思いますが、是非ひとつこの問題は載せていただきたいというふうにお願いをして終わります。以上です。

○議長（名古屋史郎君） 次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 命と暮しを守るための遊水池計画の工事が幼ない命を奪ったことは、大変こんな結果になったことは痛ましきことでございますが、御冥福を祈るわけですが、はつきりしない点があるんですが、これは安全対策が完全に行われていなかったということからだと思うんですが、工事現場には子供等の入れないような防護さくをやるべきでなかったかと思うんですが、そこは私もきょう現場を見に行つたんですがやっていないようですが、そういう点についてやらせなかったのか、こういう予算が設計の中に入つてなかったのか、請負工事のやつたそういう中に含まれていなかったのかどうか、含まれていたらとすればどういうわけでそれをやらせなかったか、その棒の細かい話になるけれども長さとか太さ、あるいは重量等を全部番線で縛り付けたというんだけれども番線の太さはどのくらいに縛つたかという点と、それから清水組の監督、そうした監督の住所、氏名、年齢等も、なおその工事に当つて修祓等が行われたかどうか、そういう点について。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） 安全対策につきましては私どものほうでできることはやっております、こういうふうにして思っております。請負業者としての責任において危険防止と

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） さきほど部長は防護対策をやつたと思う、というような話なんだけれども、ただなわを張つたぐらいでは子供なんかどんどん入つて来るんだけれども、そうしたことにあつてあの辺は公園であるし、もちろん子供が入つて来るんだけれども、そういう入つて来ないような対策を具体的にやっていなかったのか、そういうことについて指示したかどうか、理事者のほうで業者にそういうことを命令したか、やつたということならいいんだけれども、そういうことをやつたとかそうしたと思うって言うことじゃあ、一応はそういう現場を見ているのかどうか、そういう点について。

○議長（名古屋史郎君） 都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） 事故の時には十七日以前については、現在流入口を西側でございます、と流出口のあの穴を掘っている所は防護さく、それからバリケードロープこういうものを使ひまして嚴重に困つておいたわけでございます。ただ公園全般については一応子供たちの入らないように立ち入り禁止閉鎖というようなことをしておつたわけでございますが、公園の周囲を張りめぐらすということはしておりませんが、一応鉄のいままでの公園の鉄さくはあつたわけでございます。それで行つてみたところが何もまだやっていないということでございますが、翌日すぐに警察とも打ち合わせまして、周辺全部

かそういうものについては十分配慮をしたと私どものほうで思っております。これについての予算、それについても請負の金額の内容に入つておるものでございます。

それから鉄棒の重量とか、あるいはその他材料そういうものについては事故の翌日、十八日ですか警察の現場検証がございまして、警察のほうで全部そういうものについては記録を取つておるわけでございます。私どものほうでは別にそれについての計算ですか、そういうことはしておりません。

それから修祓ですか、それについてもやっております。

○議長（名古屋史郎君） 鉄棒の太さは分かるんでしょう。市の物ですから、分らないですか。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 請負係員ですか、そういう人の氏名についても私は質問しているわけですけれども。

○議長（名古屋史郎君） 都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） それは現場監督者の中里と出ております。（「氏名、住所は。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 年齢を聞いているんだけれどもいくつぐらいの、若造だったか、それともかなりの年配の人だったか、そういうことも。

○議長（名古屋史郎君） 都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） 三十五歳程度です。

に保安ロープを一段に張りめぐらしまして、三ヶ所については防護さくで閉鎖をしました、こういうことをしております。なお今後のあれにつきまして安全対策につきましてはこれでもうどうしても入られるような気配があればさらにバリケード等で嚴重にやらなければならぬんじゃないか、こういうふうなことを考えております。（「後の祭りなんだよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 部長は事件があつた後にやつたと言ふんだけれども、事件の前にやらなければこの防護さくというのは役にたたないと思うんですけれども、なおこの前のこの工事の時に私が質問したら、何か革新のほうで笑つたり何かしたことがあつたんだけれども、この遊水池をつくつた場合にヘドロなんか入つて、いろいろすべつたりなんかしたらとか質問したらいろいろ笑つたりなんかしたんだけれども重大な問題だと思ふんですよ。（「だれだ笑つたのは。」）「とんでもないやつらだ。」と呼ぶ者あり）またそうした土砂に含まれているばい菌等があつて子供が遊んで足を踏み落したとか、そういうことについて市のほうはいまからどういうふうにか考へているか、そういう点について。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 何か施策を無謀な悪いことをするよに、（「開き直るじゃないか。」と呼ぶ者あり）受け取

られるような感じで聞いておるんですが、へ「冗談じゃないよ、責任を取れ。」「責任取れ。」と呼ぶ者あり）措置を十分するつもりでおりましたところに大変残念な盲点があつてそうした申しわけない事故を起こした、ということと十分心に刻み込んでおりますし、それから事故のいま御指摘のありましたようなことにつきましては堅城もいたしますし、消毒もしなければならんと思つておりますし、それからもし土がたまつたりすることがあればそれらの除却もしなければなりませんし、いろいろ心配はございますけれど、それについては十分対処できる、そういうふうと考えておるわけでございます。しかもそういうことをやらないと、当面今年の秋はどういうことになるか分かりませんが、少なくとも浸水地点の方も対策にもなりませんし、私もお話をいたしましたのは、床上に水が上つて来るようなことは是非なくしたい、こういうことを申し上げて、不十分あるいは懸念ありとおっしゃられるかもしれませんが、そういうことを承知のうえで何とかしたいというのが考えの動機でございますので、何とかひとつ御了解をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 市長の計画について私は反対しているわけではございませんが、こうした事故が起こつたということは非常に残念なことでございます、今後こうしたことが再び起こらないように、また今後の管理についても万全を期

意見として申し上げておきます。

○議長（名古屋史郎君） これをもって市長の報告を終わります。

次に総務委員会、公害対策特別委員会の委員長が変更されましたので御報告いたします。

本日午前中に開催されました総務、公害の各委員会において委員長が辞任されましたので各委員会での互選の結果総務委員長に竹ノ上武俊君、総務副委員長に滝瀬敏朗君、公害対策特別委員長は鈴木美奈子君に決定いたしましたので御報告をいたします。

これより議案第九一号、一番橋人道橋新設工事請負契約の締結の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第九一号につきまして提案理由の説明をいたします。

本議案は、一番橋人道橋新設工事請負契約を締結するものであります。これは地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により議会の議決を得るため、本議案を提出するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

して手直しをするとか、そういうことのないようにお願いをして私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑ありませんか。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） 自分は意見というか一つ、いまの聞いておつて感じたことは、過去にも言ったこともあるんですけども、いわゆる百草団地のあの道路をつくる時にも痛ましい事故があつたわけです、その時に私も本会議で言つたこともあるし、それから百草団地の多摩分にもアプローチの道路で自動車バックして亡くなった。それからその付近は由木村にも大塚という所に区画整理の内に事故が起きたと、特にきょう感じたのは役所というのは人が事故があつた時には速くの火事のような感じを持つておつて、非常にそういうことの綱紀とかそういうことがなされていないんじゃないかと自分はいきょう質疑応答の中で市長の答弁を非常にこういうところで追及する、こくな点もあるかもしれないけれども、事実上事実だと思ふんですね、今後そういうことの全くないとか、まず重点に、できてから大騒ぎしても何もならないんじゃないかと思ふんですね。高橋議員も言われたように是非今後こういうことの事故が起きないような万全な策を市長が事務当局なり担当の技術者に指示するのが、またその任に当たる者がそういうことをすべきが当然じゃないか、こういうふうに自分は考えます。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） この工事は一番橋上流側に本橋添架方式で人道橋を新設する工事であります。

工事内容は人道橋延長百三十一メートル、歩道幅員二・五メートル、取付道路延長九十二メートル、歩道幅員二・二メートル、橋は上部は鋼鉄製で、下部は橋台二基、橋脚四基及び照明街灯三基を施工するものであります。

業者の指名にあたりましては適当と思われる業者八社を指名委員会で選定し、十月十三日競争入札を執行した結果、株式会社森本組が五千二百八十万円で落札いたしました。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） 一番橋の歩道橋設置についての詳細説明が総務部長からございましたけれども、私はこの議案書の図面に基いて、ちよつと図面だけで判断がしかねるので分からない点についての御質問を二、三点伺いたいと思います。まず一点といたしましては、人道橋のほうはこのとおりで分かりますけれども、取り付け歩道についてのことで質問をしたいと思います。取り付け歩道についてのあのり分の歩道をどのような形で設置されるかお伺いしたいと思います。

それから二点目に、取りつけ歩道が、非常に一五メートルの

歩道を設置するには、現在の既設の七生中学校のブロックペイ
が取り除かれないと、二・五メートルの歩道がつかないように考
えますので、ちょうど橋から七生中学正門までの間について、
正門を出た所が一メートルぐらいの、ガードレールからプロッ
クまでの間が一メートルでございすけれども、そこまでが二・
五メートルでいかれるのか、そのことについて、この図面で示
されておりますので、お伺いいたしたわけです。

もう一点、これは人道橋とそれからとりつけ歩道についての
合わせての質問でございすけれども、工事中かなりの資材と
かまたいろんな関係で、通勤、通学、また歩行者の方々、それ
から第二小学校の三百名からの浅川右岸の地域の児童が第二小
学校に登校されますけれども、その工事中、その児童とそれか
ら通勤、通学の方々をどのようにお考えか、お伺いしたい。以
上三点でございす。お願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） 七生中学から一番橋の所まで
の、現在あります道路ののりの状況でございすけれども、中
学の正門寄りが低くて一番橋の方が高いということの関係で、
したがって歩道にいたしますと、中学の正門寄りが幅が狭く一
番橋の方が広くなる、こういうふうな状況になってまいります。
したがって七生中学寄りで二・二メートル、橋の際で二・七メー
トル、こういうような歩道になります。それで七生中学の校地と

の関係でございすけれども、のり先が中学校用地になってお

りますので、そこを取り壊しまして、擁壁で上がりまして、そ
の上に金網のフェンスを設置いたしたいと思っております。その
フェンスの高さは二メートルと考えております。そういうことで
安全対策といえますか、その歩道の関係をつくっていききたい、
こういうふうにいま考えておるところでございす。

なお、工事期間中におきます安全対策でございすけれども、
車の通行ないし、通学、通勤等考慮した中で今後十分検討し、
現状全面閉鎖というふうには考えておりません。そういうふう
にできる実情ではなからうかと思ひますけれども、そういうこ
とも合わせながら、なお細部に検討していききたい、こんなふう
に思っております。

○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） 最後の一点目でございすけ
れども、今後、対策を考えていきたい、このような部長から答
弁ございましたけれども、きょうはもう入札をされまして、落
札して森本組が工事に入ることとございすので、早速
工事が始められていく段階に來ていますので、歩行者に対する
対策と申しましょうか、いろいろな関係について、事故のない
ように万全な取り計らいをしていただきたい、このように思い
ます。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

もちろんこの道路に関しまし
ては、警察とも協議し、交通の実情と合わせて十分検討してい
かなければなりませんので、そういう意味で申し上げたので、
交通の支障のないように、しかも工事上の安全は図っていかな
ければならない、こういうことでございす。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。（「はい。」
と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

入札の調書の中に、いままでも日
野の業者を、地元の業者を選定すべきではないか、というふう
な御意見を述べたことがあるんですが、この中に地元の業者と
いいますか、が入っていないわけですが、適当と認められ
た八社を選んだというふうな部長のお話であります、ほかの
工事を見ますと、十八小のプールにいたしましたも、中学の契
約にいたしましたも、同じような金額の中で、ほとんどが地元
の業者のように見受けられるわけですが、この一番橋の
人道建設工事につきましては、そういうわけで全然地元の業者
が入っていない、というようなことがありますが、どういう理由
で入れられないのか、その点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君） この工事は特殊工事でござい
まして、日野の業者におきましては、こういうふうな工事を前
に施工した業者がございせん。そういうことで、いままでこ

ういうふうな橋の工事を行った業者のみを選定した、こういう
ことでございす。

○議長（名古屋史郎君） これをもつて質疑を終結いたし
ます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件につ
いては、委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これに御
異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ
つて本件については、委員会付託を省略することに決定いたし
ました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつ
て意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり
決するに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ
つて議案第九一号、一番橋人道橋新設工事請負契約の締結の件
は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九二号、日野市立日野第十五小学校（仮称）
プール新設工事請負契約の締結、議案第九三号、日野市立日野
第十八小学校（仮称）プール新設工事請負契約の締結、議案第

九四号、日野市立日野第五中学校（仮称）プール新設工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第九二号、九三号、九四号の提案理由を一括して説明申し上げます。

九二号は、日野市立日野第十五小学校（仮称）のプール新設工事請負契約であります。

それから九三号は、同じく市立日野第十八小学校（仮称）のプール新設工事の請負契約であります。

九四号は、市立日野第五中学校（仮称）の同じくプール新設工事請負契約の締結についてであります。

これらは、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を得るために本議案を提出するものであります。詳細については担当部長に説明いたしますのでよろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 九二号の第十五小学校のプールの新設工事の詳細説明を申し上げたいと思います。

この工事は、長さが二十五メートル、幅十一メートルの大ブルー一基、それから長さ十メートル、幅五メートルの小ブルー一基、いずれも鋼板製でございます。その他コンクリートブロック造り平家建てのプール付属棟、床面積が七十四・九七七平方メートル、建築内容は更衣室、機械室等でございます。なお、この工事にはプール循環機設備工事、給排水衛生設備工事及び電気設備工事等が一式含まれております。

業者の指名に当たりましては、適当と思われる業者を選定すべきでございますけれども、この工事の施工場所は、現在銭高組が造成工事を施工中の所でございます。これが完成をいたしませんとプールができない、というそういう状況下にありますので、現在の銭高組と随意交渉いたしまして、随契約をいたした。こういうことであります。

それから九三号でございますが、この工事は、長さ二十五メートル、幅十一メートルの大ブルー一基、それから長さ十メートル、幅五メートルの小ブルー一基、いずれも鋼板製でございます。なお、コンクリートブロック造り平家建てのプール付属棟で、床面積が九十九・九六平方メートル、建築内容は、更衣室、機械室、倉庫等でございます。なおこの工事にはプール循環機設備工事及び給排水衛生設備工事一式が含まれてございます。業者の指

名に当たりましては、適当と思われる業者七社を指名委員会で選定し、十月十五日、競争入札を執行した結果、株式会社横尾工務店が四百七十万で落札をいたしましたのでございます。

それから九四号でございますが、この工事は長さ二十五メートル、幅十一メートル、鋼板製の大ブルー一基、及びコンクリートブロック造り平家建てのプール付属棟で、床面積八十八・三五八平方メートル、建築内容は更衣室、機械室、倉庫等でございます。この工事も前の工事と同じように、プール循環機設備工事及び給排水衛生設備工事一式が含まれてございます。指名に当たりましては、業者七社を指名委員会で選定し、十月十五日、競争入札を執行いたしましたところ、落札者がございませんで、最低価格である青木建設株式会社と随意交渉いたしました結果、予定価格以下の三千六百六十万円の見積もりを得ました。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 過去のデータに基づきまして質問をさせていただきます。従来、このプール建設、これは一応建物も含まれております。そこで建築についてのいわゆる免許と申しますか、これがやはり建築にまつわる請負いというところで、従来行なわれておる中で、建築関係の方のみがこの入札に参加しておったのが事実でございます。都知事の許認可、こ

れを持つておる者が建築に携わる、これは事業に対する当然のことでございます。そこでお伺いするわけでございますが、ここに見受けられるところでは、土木を専門とする業ということで、なれ合いをしておる業者がこの建築にまつわる指名入札に入っておる。どのように市はこれを解釈の中で指名に入られておるのか。

と同時にもう一点、従来、指名、落札という順序の中で施工に携わる者と全く変わった中で事業が進められておる。言うなればブローカー的存在の建築屋がおるといふことで、これを市がどういふふうな解釈の中で施工させておるか、その二点を伺います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 御案内のとおり、日野の業者に対しまして今後は優先的に行いたい、こういう念願でございます。谷議員がおっしゃられたとおり、建築業者あるいは土木業者それぞれ分かれております。しかしこれは専門的にも、建築業者がいままでやってきておりますけれども、土木業者でも建築そのものを建てるわけではございませんので、プールの施工はできる、こういう判断から、日野の業者、建築それと土木と一緒にいたしまして、指名をいたしたわけでございます。そういういたしますと、指名が重なりまして日野の業者が指名できない。よその業者を入れなくちゃならない場合もございます。

そういうことを思いまして、そのような業者の指名をいたしました。こういうことでございます。

それから、先ほどブローカー的な存在の建築業者がいるというようなお話でございますけれども、それは私どもに登録をされてる業者でございます。それらの業者の資格その他を審査をいたしまして、指名をいたしましたものでございます。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） いま部長の説明ですと、プールは土木業者でもできるんだ、それはけっこうでございます。しかしながらそれにまつわる脱衣所その他の建築がこれに付随しておるのが従来でございますけれども、また、さらに今回のプールの建設に当たっても、このような建築物が配置されているということになっております。すると勢い市はその免許を持たない業者にも、違反をみすみす承知で建築をさせる、こういうミスが重なるわけです。はたしてその指導を、あらゆる面での指導を行なう市長部局の方々がこの違反を平気でやらしているのかどうか、その点をお伺いしたい。

それともう一点のブローカー的存在の件でございます。確かに請負ったその入札した業者は、建築の資格を持つておる業者でございますが、全然その業者がやらずに他の業者が施工しておるという現実が幾度か過去にあるわけです。市はどのような見解でそういうふうなことを平気で見逃しておるのか。ブロー

れたということでございます。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長、何か補足ありますか。補足あります。建築物を違反建築云々というふうな御質問の趣旨でしたから、建築課長と相談したというんでしょう。何か補足ないですか。（「議長。」と呼ぶ者あり）管財課長。

○管財課長（藤本享一君）

先ほど建築業者がプール、日野には従来ずっとそのように過去やってきたように私も伺っております。プールについては私もいろいろ調べましたけれども、土木業者それから建築業者、それぞれやらせております。またそれが許可がプールをつくるのに建築でなければできないということもございます。土木業者がプールをつくることはできます。それから建築業者、土木業者、それぞれ市では東京都に出してあります経営審査、そういう数字が出てございます。これは業者の力と申しますか、成績と申しますか、経験度と申しますか、それらによりまして、それができるかどうかという数値を拾い出して、これはCクラスということで拾い出して、当然できる資格のものでございます。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

まだ何かいまの担当課長の言うことはよく中身を理解しないで答弁しているようですが、先ほどから私が質問しておるのは、東京都知事免許許可証、これは建築を私やりますという建築業者と、それから私は土木をやっ

カーというか、不明朗がそこにある。リベートを取りながら、全部きなりに細かに渡している。屋間堂々とそれが行なわれておる。果たしてそれがいいのかどうか。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いわゆるブローカー業者ということについて質問されております。その部分につきましてお答えいたします。そういうことの事実があるとすれば大変けしからんことだと思います。むしろそういうことをはつきりこで言っていたくほうがいいんじゃないかと思えます。（「そのとおりだ。」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 一点だけ申し上げますと、第一中学校においてこのようなことが行なわれております。（「業者の名前。」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 調査をいたしまして、そういうことがはつきりしましたら不適格者にしなければならぬ、いまのところそう感じます。

○議長（名古屋史郎君） 一点目の件、総務部長。

○総務部長（松村清栄君） その点につきましては、これは指名委員会におきましても検討していただいたわけでございますが、建築課長等の御意見も参考にいたしまして、指名に入

ておりますという土木業者、この分類なんです。土木部門の免許を持つておるものは建築はできないんですよ。だから土木

と建築と両方持つておればどちらでもできると、土木の免許だけを持つておる業者がプールに出て、プールは結構ですよ、それに付随する建物については違反をしますよと、その指導的立場にある部局がその違反を堂々と見過していいんですかと、これを聞いていますわけなんです。だからその免許を見たのかどうか、東京都知事の免許を、これなんです、問題は。

○議長（名古屋史郎君） 管財課長。

○管財課長（藤本享一君） 説明が悪かったかと思えますが、土木の免許でプールを一式、更衣室も兼ねてつくれる資格がございます。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） これははつきりしてもらわないといわゆる先ほどの、それもどういふふうな措置をするのか、それがもつと聞きたい。（発言する者多し）何だよ、何をぐずぐず言ってるんだよ。こっちで聞いているんだよ。おまえらに聞いているんじゃない。ぐずぐず言うな。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 業界にはいろいろ一つの工事の内容につきましてはまた分割されるということは当然あることだというふうに聞いております。したがってそれがどの程度の

ものであるかということが一番大切だと思います。そこで金額をトンネル式にほかの業者にそっくり売り渡すということはこれはあつてはならないと、つまり責任の所在が不明確になります。そこでそういう業者が事実あれば指摘をしていただきたいし、それからよく注意をいたしまして不適格業者は外していかなきゃならない、こういうふうに思っておるというふうにお答えをしたわけです。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） それと私は何かまだ疑問が残っております。もう一つはプールのほうの土木業者が、プールは結構です、建物に対して建築物をやっているのかどうかという問題、これははっきりしてもらわないと、市長でなくてもいいですけれども、もし担当課長がいいということでしたら私はその後にもまたさらに検討してもいいそれがまちがっていた時にどうしますか、あなた。これは私は今後、研究しますよ、徹底的に。さもないければここで休憩とつてもう一遍しっかりとした資料で答弁してもらいたい。

○議長（名古屋史郎君） 管財課長。

○管財課長（藤本享一君） 私どものほうもこれを指名するにあたりましては、過去の実績等をよく調べまして、そして土木業者がやや四分六ぐらいで土木業者のほうが少ないことは確かです。このプールにしても、プールの中には排水管だとか、

いろいろな工事が含まれてございます。これらも建築課の人にしてもこれはその部分については当然その会社でできませんから、下請でその資格のある方に排水管、下水道の資格のある方にやはりやらせております。それからプールというのは、このプールの場合には鋼鉄製のものがございます。そういうことでそれらはやはりその専門の業者をやはり土木の業者が下請と申しますか、そういうふうな仕事をさせながらやはりやっております。過去幾つもあり土木の会社がこのプール一式、更衣室を含めまして、建物の一部をも含めまして、付属物としてやはり請負つて、これはカードの実績でございまして、厳密なそのプールの付属物というものを建築基準法という建物というものに指定しているかどうかという問題がからんでくるんじゃないかと思いますが、過去の実績の中から調べてございますので御了承いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 大事な市民の税金を使うわけですから情性的なことで工事を発注したり、いろいろ財政面のことで行政に携わるといふ時点がまちがいはないんですよ。もう少し突き詰めた研究をして、もし土木業者がこの工事をとつた場合は分類発注をすべきじゃないかと思うんですけれども。総合建築を請け負う業者だったら建物も土木工事も両方できるわけですよ。ところが一つきり持っていない業者が、建築きり持つ

てない業者がプールまでできないですよ、ほんとうから言つて。それらをもう少し明確のもので把握すべきじゃないかと思うんですけれども、それを指摘しているわけです。それは確かに水道工事は分類発注ですから、電気もそうですから、これはいいとしても、建物そのものは土木業者だけでなりわいをしてる業者は建築はできないということなんですから、そこにやはり疑問が残るわけですからその点を明確にしろというたいということ。

○議長（名古屋史郎君） 最後のところ、御意見と伺つてよろしいですか。答弁ありますか。

○十番（谷 栄吉君） まだ答弁ができないようだけど、それじゃ課長さん、もしまちがっていた時はどのような責任をとつてくれるんですか。その点を指摘します。

○議長（名古屋史郎君） 管財課長。

○管財課長（藤本享一君） まちがっているということ、ちよつと考えていないんですけれども、これは私どものほうも契約関係をやっている事務を担当している東京都等に伺いまして、土木の業者がプールについてもできるということ。きょう建築課長お見えになっていないと思いますが、やはりお互いに確認しあひまして、そしてできるといふことで指名委員会の中で指名したものでございます。

○議長（名古屋史郎君） 次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 十五小と十八小のプールは設計においてほとんど同じと思うんですが、十五小のほうが約三万ほど高くなつておりますが、それは立地条件が違うからだともちろん思うんですが、どこが違つてそういうふうな経過になつたんだか、市のほうとしての設計の予算額はどのくらいになつていたか、それをお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） お答えをいたします。プールの大きさは十五小、十八小ともに全く大きさでは同じでございます。御指摘のように額では二百七十五万ほど違うんですが、これは第十五小学校のプールにつきましては鉄筋コンクリートでございますし、十八小学校につきましては鋼板製でございます。したがつて鋼板に比較して鉄筋コンクリートのほうが多少高いということもございまして、それからなお御指摘の中にもありますとおり、立地的な条件がございまして、特に十五小学校のプールを建設する場所につきましては埋め立てた場所でございます。したがつて基礎コンクリートで、特殊基礎といたしましてPCの三百五十ミリのくいを長さ十五メートルで二十四本ほど打ち込みます。したがつてこれが二百四十七万八千円ほどかかるなどいたします。したがつてその差がこれになるわけでございます。（「了解。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

皆さんが質問されたので簡単に質問したいと思えます。十五小が総務部長の説明で随意契約でなされているが、その理由がいわゆる銭高組でなければあいう特殊ないまも言うとおり丘陵地帯なので、同じプールをつくっても三百万ばかり高いから、工事を急ぐからできないのか、丘陵地帯だからいわゆる随契で銭高組にさせたんだか、その点私は聞き漏らしているかなんだか、ちよつと理由がはつきりしなかった、その点が第一点。

それから十八小と五中が日野の業者を使われたということは、おそらく地元の業者を優遇しようという配慮だということ、私はこの点に対しては非常によいことだと思います。ただし問題は過去にいま谷議員から専門的なことが指摘されているようですが、私はそういう専門的なことは素人だから存じませんが、日野のこういう業者で優先すべきではあるが、過去にプールを建設したことがあるのか、またあつたとすればミスがなかつたかどうか、そういうことを一点聞くとともに、なぜ十五小と五中がいわゆる何ていうか、地元の業者にするとということがただ単に地元の業者を優先するということだけでやつたのかどうか、その点。

いま一点、十五小が非常に高幡台小学校と隣接するので、プールもなかなか夏の時期でおそらくいまの第二控室なり第一控室で第一小のプールのいろいろな子供たちの叫び声がよく庁舎ま

○議長（名古屋史郎君）

ちよつと答弁が、今後のどういう対策をということの質問ですから、さらに補足何かありませんか。建設部長、ありませんか。（「なければなくてもいいですよ。」「休憩。」と呼ぶ者あり）建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。御質問の学校対学校の騒音ということの……（「だから逆に後からできるほうにそういう考えがあるかということですよ。」と呼ぶ者あり）現在の設計の中ではいわゆる防音校舎ということとは考えておりますけれども、特に学校対学校という関係では考えておりません。ただプールで申し上げますと、この場所につきましては日本住宅公団の高幡台の外周道路から、かなり低い所にプールが設置されますので、上を通つてこのへいでありかなり遮蔽されるのではないかとこのように考えておりますけれども、特にこれということは考えておりません。

○議長（名古屋史郎君）

○十二番（石坂勝雄君）

石坂勝雄君。ほかの点はよろしうございませう。いま一点だけ過去にいわゆる新設校をつくる場合に、そういう地元業者を優先するという考え方は自分としては了とするんですが、過去に新設校する時にプールだけ分離発注したかどうかの点だけ。したことがないならそれで結構なんですが、その点。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

で聞えるようなことを考えて、学校同士でいわゆる交差しやしないか、自分はこの間の高幡台の小学校の運動会の時に現地について、あまりにも接近しているということにびっくりしている。あれほど近いんじゃないんじゃないかということをつぶさにものができ上がつてみて感じたんですが、このプールに回りの擁壁が何かで騒音が外に出ないようなことを考えているのかどうか、その三点を聞きたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願ひます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

十五小につきましては先ほど申し上げましたとおり、現在、擁壁をつくつておるわけでございます。その擁壁が完成をしないとプールができない、しかも期日は来年の三月三十一日まで完成しなければならぬ、こういう状況下でありますので、たまたまよその業者では出会場場ということになりますので、現在の銭高組と随意交渉する、そういうことでございます。

それからいままでも日野の業者によつてプールを新設する、そういう前例もございませう。これもりつぱにやつて漏るというようなことは聞いておりません。

それから学校同士の騒音につきましては、これは確かにそういうふうなこともございませうけれども、校地の取得の関係で現在のところへ位置せざるを得ない、こういうことでございませう。

○総務部長（松村清栄君）

分離発注したことがございませう。（「はい、結構です。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

さきほどいろいろ事故が起きて問題になっておりますが、私のちまたに流れておりますうわさにありますと業者から工事は危ないんで安全の枠をするつて言つたらうちの役人がそんなことしないでいいつて言つたといふうな会話があつたといふうなちまたのうわさですからね、あつたかどうか私も分からないので起きたことじゃなくて、これからプールが何件かつくられているわけです。そのプールの安全対策についてどういふうになされているか、また契約の時にそれは業者が勝手にすることによって放置されているのか、あるいは六小の建設の時に何か市長がこういうふうにくをしないといふ細かいことまで議会で説明されておつたわけですが、六小が当時隣りに学校をつくる時に市長はこのプールの中の安全対策につきましてどういふうに話し合いを持たれていくかですね。

それから十五小のプールにつきましては通学路を入つて来るように思われるし、あるいは話し合いがどういふうに持たれたかということ、自動車はどこから入つて来るか説明ができたら、どういふ話し合いですね、それからその通学の時間にはそういう危ないものは避けるとか、そういうことは全然もう業

者に任せつきりですか、そこら辺のプールについての安全対策を教えてください。

○議長（名古屋史郎君） 吉富繁枝君、自動車というのは工事用の自動車ということですか。

○二十六番（吉富繁枝君） いやいやプールについて、業者に対してそういう死亡事故がもちろん起きてるから、役人の人たちはもう首切りだと思ってるですね、少なくとも学校の中の工事ですからどういうふうな考えとか、どういうふうなつめをしているというふうな、学校の中のことだから……。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） 工事期間中の安全対策の問題の御質問かと思いますが、もちろん十五小学校につきましては公団側の道路に面した所は全部囲ってございます。それから西側が今後トンネル工事にかかる道路でございますけれども、それも全面交通止めをいたしております。したがってできるだけ関係者以外の侵入はできないようにということで、その現場の中の安全は期しておるつもりでございます。なお特にプールということでございますけれども、たまたま工事をいたしております業者が建て物と同一業者でございます。したがってよりさらに安全を期していくことはもちろんでございますけれども、とりわけ従来からの重要事項に巡視をしたい、工事期間中の従業員の安全をはかる、したがって工事期間の安全と同時

にさきほど申しましたが外部からのその事故のないようにしたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君） 吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君） 安全性のことはあたりまえなんです、具体的にどういうふうに、全部囲いをして、いまの市庁舎をつくっているみたいに囲いをするのか、ただ安全に期されているということじゃなくて、具体的にどういう話になっているんですかと、いうこと具体的に枠を全部するんですか、そういうことは予算の中に入っていないのか、あるいは市のほうでそれはやるのかその辺を……。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） このプールの設計にあたって、いわゆる安全対策上の予算をどうしたということでございますが、冒頭総務部長からも説明がありましたとおり、これは工事の関係から他の業者に出すような工事ではございません、と申し上げますのは、擁壁ができませんとプールの工事にはかかれません。したがってそういう判断の中から仮囲い等は従前の予算の中に入ります、そういうことで安全を期してやっておりますので、特にこのプールについての仮囲いということは予算には書いてありませんけれども従来のプールそのものの安全性の中で十分やっております。そういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君） 吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君） 私の言っているのはプールだけ

け言ってるんじゃないくて、プールを含めて学校の中の工事について、いわゆるさくを六小の工事なんかの場合に子供が入ったりして事故が起きちゃいけないということで、何件か学校の工事をされるについて、こういうことについては業者に任せっぱなしにやっているんですかと、ちまたにこないだの事故でも業者は百万円掛けても工事をしたらと言ったけれども市のほうはしなくてもいいけれどもということを知っているの、そういうことを知っているんですよ。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） 私の説明が悪いのかどうかしれませんが、さきほど申しましたように、この工事にかかわる部分は仮囲いをしたというふうに冒頭申し上げたわけでございます。それでとりわけ西側の通路等についても全面交通止めをされたということでございます。

○議長（名古屋史郎君） 吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君） この工事って、十五小だけ言っているんですかあなたは、全部の工事について聞いているんですよ。学校工事についての全部一貫したその十五小だけじゃないですよ。交通安全対策はみんなしてあるかって聞いているんですよ。してあればいいんですよ、それを聞いているんですよ、また子供が入って行ったなんていうんじゃないでしよう。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） 五中については全部仮囲いをしてあるとは思っております。その辺は今後さらに十分検討したいと思えます。それから十八小については、南側はいわゆる山林のほうの部分はやってございません。これは今後検討したいと思えます。

○議長（名古屋史郎君） 吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君） それでなぜ仮囲いをしないんですか。する必要はないんですか。それから十八小の南側については、それは山林でも子供が入って行ったりそういう事故がなければいいんですよ、危険がなければいいんですよ。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） ただいま御指摘のとおり、私も今後十分検討をいたしまして、ただいまの御指摘のありました十八小についてはたしかに南側に山林の部分がかなり残っておりますので、そういう点でしなかったということで放置ということになっておりますけれども重ねて検討させていただきますかと思えます。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題になっております本三件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって本三件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本三件について御意見があれば承ります。

吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

私は、文教委員会をやんなさいなんてやじが飛びましたけれども、発起人ということが条件で審議しているということで特に聞くわけなんです、工事の金網のさくを業者がしようと言ったところが市の役人である人がそんなことをしなかつたてよろしいといったような流言飛語が流れるような役人の態度であつては私はいけないと思うんです、やはりそういうことは嚴重にしないと責任は市長に流れるということですね。それから市長は金属製の何とかいうさくをやつてP・Rの看板を立てたとさきほどおっしゃつてました。

おそらくそのぎつしりしていれば子供は入らなかつたわけですね。だからその金属製の網があつてもそこだけぬけたのか、あるいは公園のその場所を閉鎖しなかつたのか、私は現場知らないのさきほど質問しなかつたんですけれどもそういう事件が起きれば、いくら市民のための市長になるとか言つてもやはり市長に対する無責任というのは追及されるわけです。今度その予算が学校の中の工事ですから十分そういうことを配慮されて市長は各工事現場についてのやはり特例なり強いあれもしなく

てはいけない、皆さん私が質問していても市長さんほかは皆さん頭をかかえていらつしやる。それから担当者にも大してそういうことには留意してない。これはやはりそういう責任を何か市がなすりつけてだれの責任か分からないみたいであいいいなことをすることがやはり学校のこれに関係してきたと思うんですね、だれが事故起こしてもだれが死んでもいけないということとで学校のこういうものについては十分入札する時に業者にきちんとして、山場でも子供は登っていくかもしれない、そこらへんのことを十分考慮されてお金がかかっても十分子供が入れないようなさくにしませんと、助役はそんな笑つていられますよ、そういう流言が流れるようなことではだめなんです、業者がやると言つてのに役人がしないいいと言つたといううな流言が流れるようではいけない、しっかりと下さい。

（「さすが文教委員長！」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に、奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）

直接この三件に係合はないんですが、契約についてのことでございますので御意見を申し上げます。

最近新聞等で非常に業者と役人との汚職がまた問題になっております。たまたま日野市でもこれにかけて学校建設その他大工事が多くて、多々入札案件が出てまいります。こういう中で去る九月の議会にも私たちはもううっかりして承認してしまつ

たんですが、現在岐阜県の汚職として問題も出ております、これもきのうの朝日新聞等で東京都、文部省また府県等いろいろ指名をいたしております。こういう中で今後日野市も入札が多いと思いますので、こういう業者とのつながりがないように努力をしていただきたい。またこういうほかで発覚した場合には早く情報をキャッチして、そういう業者を指名に加えないというふうに努力していただきたい、こういう御意見を申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）

次に、谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

最近業者育成という掛け声がして

おるのが現況であります。その中で金額から申し上げても、この程度の契約金ならばどうやら市内業者でも消化できるという程度の工事金額でございます。そこで業者育成という掛け声が果たしてどの程度に絞られて、育成されているのかどうか、ただうるさいからこの程度の仕事をやらしておけばいいんだと、面倒くさい仕事はほかに持つていけばいいんだと、しかしこの建築屋さんで土木も並行して非常に優秀な技能者が当市にはいらつしやいます。そこでやはりこの業者育成という段階で、さきほど部長のお話では一番橋の歩道工事、これに対してはたしかに私が後から申し上げた面倒だからなれている業者を使つたんだという説明をしています。なぜそのようなことを行うのか。この程度の工事ならばできるわけです。どうしてもその点納得

が私どもにはいきませんので、果たして業者育成というのがなへんにあるのか、その点お聞きしたいと思ひます。やはり質問になるから言ひませんが、聞きたいわけなんです、それを聞きたかつたわけなんです。前回はもうなんですけれども、神明上の溢水を中央道の側道に流す際にも川崎街道の下をくぐる時も、あの工事は特殊な工事だからというのでよその業者に渡したわけです。しかしそういう工事はこの近辺でも行われておるわけですよ、そういったところへ業者を使ひして、それでもって研究をさせるとか、まあそれは業者でやるべきだと思ひますが、この程度の歩道を付けるくらいだったら業者だつて手がけているわけです。市の監督がそれに立ち会つて施工させればできるわけですから、そういう面での指導をどうしてやらないのかどうか、今後の問題でございますので意見としておきます。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本三件について採決いたします。本三件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よ

つて議案第九二号、日野市立日野第十五小学校（仮称）プール新設工事請負契約の締結、議案第九三号、日野市立日野第十八小

学校（仮称）プール新設工事請負契約の締結、議案第九四号、
日野市立日野第五中学校（仮称）プール新設工事請負契約の締
結の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。これをもって昭和五十一年
第三回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後十一時四分 閉会

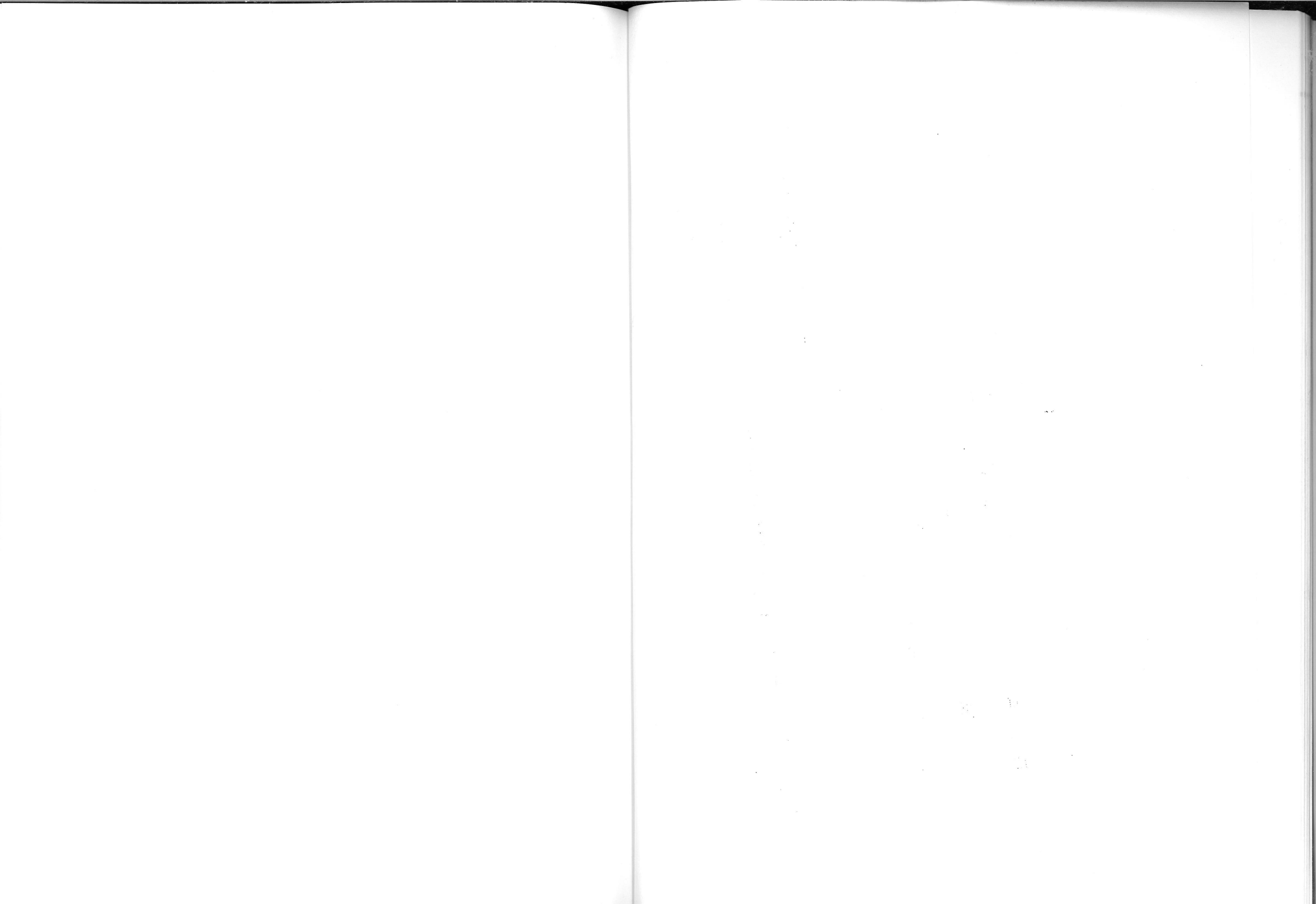
右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十一年 月 日

日野市議会議長 名古屋 史 郎

署 名 議 員 秦 正 一

署 名 議 員 杉 山 寅 三 郎



5017540

日野市立図書館 281-7354



5017540